

## 再生資源利用(促進)計画書及び実施書に関する特記仕様書【設備工事】

- 1 土砂、砕石、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、その他再生資材を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め提出するとともに監督員に計画の内容を説明すること。また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 2 土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。
- 3 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め提出するとともに監督員に計画の内容を説明すること。また、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 4 再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認すること。また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 5 建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第4項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知すること。
- 6 建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出すること。
- 7 建設副産物(産業廃棄物・建設発生土・有価物)の発生・搬出の有無にかかわらず、建設副産物実態調査票を建設副産物情報交換システム(COBRIS)によりデータ入力・登録し、工事完成時に、『再生資源利用(促進)実施書』の様式にて提出すること。
- 8 再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 9 参考URL「建設発生土の搬出先計画制度」(国土交通省ホームページ)  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_co\\_nst\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_co_nst_fr1_000001_00041.html)